

議事要旨(6) 企業会計基準公開草案第 31 号「賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準(案)」及び企業会計基準適用指針公開草案第 30 号「賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準の適用指針(案)」のコメントについて

新井常勤委員(専門委員長)及び嶋田研究員より、「賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準(案)」及びその適用指針案に対するコメントの概要について説明がなされた後、次のような質疑応答が行われた。

(「8. 開示例 37) 算定方法の注記について」のコメントに関して)

ある委員より、不動産鑑定評価基準に従って算定していれば、誰が算定したとしても同じ結果になるものと思われるため、必ずしも当該コメントに対応する必要はない旨の意見があった。また別の委員より、関与したことを記載することに伴う責任との関係で、コメントを寄せた業界団体の考え方を理解する必要があるのではないかとの意見も示された。さらに別の委員からは、イギリスにて1990年代に固定資産の時価評価が適用された際、3年に1回、専門家による評価を受けることが会計基準により求められていたため、専門家の関与を排除するべきではない旨の意見もあった。

これらに対し事務局からは、今後、コメントへの対応案及び会計基準案を検討していく中で、ご指摘の点も踏まえて検討していきたい旨の回答がなされた。

以上